おから事件―廃掃法にいう「不要物」の意義

（環境法判例百選[第２版]　Ⅴ廃棄物・リサイクル46　P114）

地域生態システム学科3年　　竹島　一恵

**○事件の概要**

Y（被告人）は「おから」の処理委託を京都府内等の3つの業者から無許可で受けた。平成5年8月ごろから87回に渡って処理料金を徴し「おから」を収集・運搬し熱処理および乾燥させて飼料・肥料を製造した。

この行為が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法）14条1項と4項（※）に違反するとして起訴された。

第1審では「Yを40万円の罰金刑に処す。完納することができない場合は金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。訴訟費用は被告人の負担とする。」と判決された。

Yは控訴・上告するも棄却された。

**＊被告人の主張**

①「おから」は廃掃法にいう産業廃棄物に当たらない。

②産業廃棄物に該当するとしても「おから」は同法14条1項、4項の各但し書きに規定する法廷の除外事由（もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物）に該当する。

③被告人が委託業者から受け取った処理料金はその必要経費にも足りない額であるため対価を得たことにならない。

④被告人は本件行為が同法2条の3（※）に規定する国民の責務と信じて多額の資金を投じて肥料等の原料を製造したものであって罪を犯す意思がなかった。

**＊被告人の主張に対する裁判所の判断**

①産業廃棄物とは廃掃法2条４項（※）で定義され、同法施行令2条4号で「食料品製造、（中略）において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」と規定している。

　　・「おから」は食料品製造業において原料として使用した植物に係る固形状の物質である。

　　・「おから」はそのほとんどが食料品として利用されず無償で家畜飼料として引渡したり廃棄物処理業者に処理を委託している。

⇒「おから」は産業廃棄物に該当する。

②「おから」は水分を多く含み、腐敗しやすいため廃掃法14条1項、4項の但し書きに規定される専ら再生利用の目的となる産業廃棄物４種（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、空きびん類、古繊維）とは性質が異なり４種のような再生利用されるのが通常であるとはいえない状況である。

③・岡山県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則より

「対価を受けない」とは無償で引き取る場合及び排出業者から産業廃棄物を運び出すための費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取る場合であるときをいうものと解され、（中略）従業員の給料などに相当する金員を料金として排出業者から受ける場合まで含むものではない。

・Yが業者から処理料金として合計4179万1821円受け取っていた。これから従業員の給料や自動車の燃料などの必要経費2529万2622円を差し引くと1649万9199円となる。

⇒Yが受け取った料金が収集・運搬の対価であることが明らかである。

④・平成3年夏、Yは大阪府知事から廃棄物処理の許可を受けて大阪府で産業廃棄物処理場の操業をしていた。

・平成5年2月から操業していた岡山県の産業廃棄物処理場の周辺住民からの苦情を受け、岡山県勝英環境保健所の立ち入り検査や無許可産業廃棄物処理業の中止勧告を受けた経緯がある。

⇒Yは自身の行為に違法性があったと認識している。

**○廃掃法における行政当局の解釈**

「客観的に汚物又は不要物として観念出来るものであって、占有者の意思の有無によって廃棄物又は有用物となるものではない」1971年10月25日環整45号より

↓

「占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念出来るものではない」1977年3月26日環計37号より

要するに、ある物が廃棄物に当たるか否かは、その物の形状、保管・排出の状況、取引価値の有無、通常の扱い形態等といった客観的諸事実に、社会通念上合理的に認定される占有者の意思を加えて総合的に判断し、決すべきものとされる。【環境刑法の総合的研究　P475】

⇒廃棄物について客観基準から主観基準で判断するように変更した行政の指針に対しこの解釈の変更を支持する理解が多い一方で過度な主観的基準によることに慎重な意見もある。

↓

●最高裁判所（平成11年3月10日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（平成5年政令第385号による改正前のもの）2条4号にいう「不要物」とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。（判決文より）

⇒本件では主観的・客観的基準の両方から総合的に判断したといえる。（総合判断説）

**○廃棄物処理の現状**

・産業廃棄物の排出量が4億トン（平成11年）から横ばい

・廃棄物処理場の最終処分場の残余年数のひっ迫

・住民の反対が強く建設することができない。

→強く反対する理由として産廃物の不法投棄やその不適正な処分・保管に起因する環境汚染による不信感

※不法投棄：不法投棄量として毎年40万トン前後都道府県で確認されている。廃掃法違反のほとんどが不法投棄で悪質化・巧妙化が進み暴力団関係者の関与も多く見られる。投棄された廃棄物のうち産廃が約90％を占める。

⇒平成9年の廃掃法の改正によって不信感を払拭し廃棄物処理施設への理解・信頼を高めようとするも周辺住民の不安を一掃するに至らない。

・従来の大量消費・大量廃棄型経済構造から資源の再利用・再資源化し廃棄物量を極小にする循環型経済構造へ移行すべきという意見もありリサイクル関連法案の整備などが行われた。

いずれにせよ廃棄物処理施設における適正な処理を確保し、さらに、廃棄物不法投棄の減少に有効な、最善の法的施策を講ずるのはより現実的な課題であると言えよう。

【環境刑法の総合的研究　町野　朔編　　P472～481】

**○感想**

廃棄物でも一般廃棄物や産業廃棄物など廃棄物によって分類が違うことが分かった。「おから」の大半が産業廃棄物として処理されていることを知って、もったいないなと感じた。「おから」を利用することができればいいなと思った。

**○関連する法律・語句**

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昭和四五年法律一三七号。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、国・地方公共団体・事業者等の責務、市町村による一般廃棄物の処理、事業者による産業廃棄物の処理、一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の

許可等に関して定める〔廃棄物〕。　　　　　　　　　　　　　　　　　　[有斐閣 法律用語辞典第３版]

第2条3項

国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

2条4項

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、類その他政令で定める廃棄物

8条1項

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとするもの（第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処理するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

14条1項

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（みずからその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行うものその他環境省で定める者については、この限りではない。

14条4項

前項の場合に置いて、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従来の許可の有効期間の満了の翌日から起算するものとする。

25条

次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

1号　第7条第1若しくは第8条又は第14条第1項若しくは第5項の規定に違反した者

●刑法

18条：労役場留置に関する法律

45条前段

確定裁判を経ていない2個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁固以上の刑に処する確定裁判があったときは、その罪とその裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

48条2項

併合罪のうちの2個以上の罪について罰金に処するときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。

●刑事訴訟法

181条1項

刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない。但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りではない。

●可罰的違法性

刑事上の処罰を科するに足りる程度の違法性。構成要件を充足するが、その行為の実質的な違法性が可罰的違法性に達しない場合には犯罪を構成しないとする学説が多い。判例は、この理論を否定してはいないが、その適用には慎重である。　　　　　　　　　　　　　　　　　　[有斐閣 法律用語辞典第３版]

●罪刑法定主義

どのような行為が処罰されるか及びその場合どのような刑罰が加えられるかは行為前の法律（成文法）によってだけ定められるとする立法上の立場。近代刑罰論における基本原則である。憲法三一条〔憲三一〕は、手続面の適正の保障とともに、その前提として実体法上の罪刑法定主義をも保障したものと解されている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[有斐閣 法律用語辞典第３版]